

## 植民地朝鮮の株式会社制度

梨花女子大学校 経済学科講師

成均館大学校経済学科 BK 21 博士後研究員 李

明 輝

### 序 文

新古典派理論では、企業は生産の主体としてあらわれるが、現実の企業は契約と取引の主体、法人格である会社としてあらわれる<sup>1)</sup>。会社は設立時の資本調達方式によって区分され、そのうち、株式会社とは株式の発行によって設立され、出資額によってのみ責任が限定される有限責任会社を言う。株式会社の歴史的意義は大体において二つに要約される。第一に、人格的な信頼に基づいて設立される他の会社とは異なり、株式会社は株式の形態で所有権の結合を非人格化したという点である。株式会社は、これによって私的所有権の歴史的発展において決定的寄与をおこない、現代資本主義の主要な核心的な制度として評価されている<sup>2)</sup>。第二に、分散された資金を集中させて企業資金として供給する長期資本市場を発達させることによって、勤労大衆の株主化を実現させたという点である。これによって、資本家と労働者の間の対立を希釈させ、長期持続的な資本の蓄積を可能にしたために、株式会社は代表的な近代企業組織に成長することができ、「私有財産制度の革命」、「二〇世紀株式会社革命」、「法人資本主義」と呼ばれている<sup>3)</sup>。したがって、各国において株式会社が出現し、制度として定着する過程についての歴史研究は、経済システムの特徴を探るうえで決定的な端緒を提供している。最近の研究が株式会社制度を通じて各国企業システムの特徴と経済構造の成果を

1) Coase, R.H (1937), "The Nature of the Firm," *Economica*, 4; 宋鉉鎬 (1998) 『新制度論』, pp.95-108; 奥村宏 (1990) 『法人資本主義』 御茶ノ水書房, pp.16-40.

2) 奥村宏 (1987) 『日本の株式会社』 東洋経済新報社, p.3.

3) Berle, Adolf, Jr., *The 20th Century Capitalist Revolution*, New York:Harcourt.

連結させているのも、同じ脈絡の下にあるとすることができる<sup>4)</sup>。しかし韓国の株式会社制度についての歴史研究は、それだけで独立した主題として扱われることがなく、朝鮮人会社の動向と民族資本形成史の一環としてのみ浮き彫りにされてきた<sup>5)</sup>。その結果、株式会社制度についての本格的な研究はおこなわれず、現在の韓国の企業制度との連関性を探ることもできなかった。

これに対して、本研究は既存研究の成果を土台にして、研究史の不備な点を補い、韓国に株式会社が移植されて定着し、変形していく過程を通じて、資本主義所有権制度の発達過程を追跡しようとするものである。株式会社が登場して制度として定着する過程は、大体において三段階に区分することができる。第一期は株式会社が最初に登場する開港期から、会社令が撤廃された後、日本の商法体系に吸収される1920年代までである。第二期は満州事変勃発から中日戦争直前まで（1931—1936）で、植民地工業化の過程で日本からの民間会社資本の進出にともなって、株式会社資本が拡大し、制度が整備される時期である。第三期は中日戦争以後太平洋戦争まで（1937—1944）で、戦時工業化の過程とそれが朝鮮に及ぼした影響などを主要な内容として扱おうと思う。

## I. 法人所有の制度化

### 1. 株式会社の出現と会社設立手続きの法制化

朝鮮に「会社」という概念が紹介されたのは開化派によってであった。彼

4) 青木昌彦 (1995) 『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社; 北原勇 (1984) 『現代資本主義における所有と決定』岩波書店; Chandler A.D. (1977); *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Cambridge, MA: Harvard Univ. Press.

5) 朱益鍾 (1991) 「日帝下朝鮮人会社資本の動向」, 『経済史学』15号; 許粹烈 (1983) 『日帝下植民地的工業の性格に関する研究』ソウル大学校経済学科博士学位論文; 同 (1988) 「日帝下朝鮮人会社および朝鮮人重役の分析」『近代朝鮮の経済構造』比峰出版社; 同 (1993) 「日帝下朝鮮人工場の動向」『近代朝鮮工業化の研究』一潮閣.

らは西洋社会が富強なのは株式会社の力によると考え<sup>6)</sup>、国権を守護する道の一つとして会社設立運動を展開した。その影響で株式会社に対する知識人層の関心は高まったものの、経済的土台が脆弱だったために、商業においていくつかの会社が設立されただけだった。近代的な産業における株式会社は、甲午改革以後1899年の天一銀行、1903年の漢城銀行などが嚆矢であると言えよう。

会社設立の手続きは、章程をつくって統理衙門（1895年4月以来、農商工部）に提出して許可書を得ればよく、これで設立は完了した。特別な形式はなかったから、なんとなく官許をもらってみようという考えから、内容のない会社設立申請がやたらにおこなわれた。こうした弊害を防止しようとして、統監府は「各種認許の効力及び期限に関する件」（統監府勅令62号、1906.10.16）を公布した。これは朝鮮最初の会社設立手続法だった。すでに株式会社に対する熱望が朝鮮人の間に広がっていたから、『皇城新聞』には会社設立の手続き、商法の基礎などを専門に教える講習所の広告が載ったりしていた。しかし「各種認許の効力及び期限に関する件」の本来の趣旨は会社設立の熱気を冷まし、規制しようとするものだった<sup>7)</sup>。許認可審査が厳格に実施されるや、熱気はすぐに鎮静した。

同時に、所有権制度の基礎法も公布された。登記制度が施行され、特殊会社組織法を通じて経営と株主権保護の認識が紹介された<sup>8)</sup>。韓国特許令（勅令196号）、韓国意匠令（勅令197号）韓国商標令（勅令198号）、韓国商号令（勅令199号）、韓国著作権令（勅令200号）なども相次いで公布され（1908.8.16）、それを通じて工業所有権制度が導入された。法令の執行機構も設立された。特許局は特許のほかに発明、意匠、著作権に関する事務を担当した。専門職業である弁理士、計理士養成のために教育をおこない、試験も実施した<sup>9)</sup>。こうした法令は朝鮮人に馴染みのないものだったから、展示、広報、

6) 金玉均「会社設」『漢城旬報』1883.

7) 小林英夫（1994）『植民地への企業進出』p.25.

8) 東洋拓殖株式会社法（1908.8.26 法律65号）「典当規則」.

発明の督励などを通じて、法案の趣旨を周知させる政策が施行された。要するに、合併以前、統監府は資本主義所有権制度の基礎制度を知らしめて、会社設立に対する手続きを明確にすることにより、合併に先立って制度的整地作業をおこなったと見ることができる。しかし制度が移植されただけで、施行に必要な力量が備わっていなかったため、実効をあげることはできなかった。

韓日合邦直後、寺内総督は会社令と土地調査事業を通じて本格的な経済統合政策を施行した。また特許、商標、著作権、保証、会計などに対する規定は日本の法律がそのまま適用され、勅令として公布された。1912年、朝鮮民事令<sup>10)</sup>が制定されて、日本の民法、商法、民事訴訟法などが施行されたが、朝鮮人の間の法律行為については、一部慣習法を認めることにした。法人に関する規定や契約など所有権関連法制は、日本の法律と類似した体系を持つようになったが、会社令のように制令という形で朝鮮総督府法も公布された(<表1>)。

<表1> 商行為及び会社法令一覧 (1910-1919)

1910年	勅令	335	特許法等を朝鮮に施行する件	1912年	制令	1	供託に関する件
		336	特許法、意匠法及び実用新案法を朝鮮に施行することに関する件			7	朝鮮民事令
		337	商標法を朝鮮に施行することに関する件			9	朝鮮不動産登記令
		338	著作権法を朝鮮に施行することに関する件		総督府令	16	朝鮮登録税令
		339	韓国特許弁理士令による登録を特許弁理士による登録とみなす件			29	法人及び夫婦財産契約登記取扱規則
		340	入札または契約の保証金に関する件			30	商業登記取扱規則
	制令	13	会社令	1913年	制令	3	法人の設立及び監督に関する規定
1911年	法律	46	工場法	1914年	総督府令	36	朝鮮公証令
		48	朝鮮銀行法	1916年	法律	10	市場規則
						30	証券として行う歳入納付に関する件
					大蔵省令	30	証券の納付に関する制限
				1918年	制令	7	朝鮮殖産銀行令

9) 大韓民国国会図書館『統監府法令資料集中』p.271.

10) 1912年制令第7号として「民事に関する事項はその他の法令に特別の規定がある場合を除き、次の法律による」とある。

会社令の主要内容は、朝鮮地域の会社は設立時に総督府の許可を必要とするというものだった。とにかく朝鮮で会社を設立しようとする場合は、本店と支店、日本人と朝鮮人を問わず、会社令に従わなければならなかった。会社令にもっとも反発したのは在朝日本人だった。会社令制定の趣旨は、「朝鮮人は法律上、経済上の知識や経験が不足していて、狡猾な詐欺師に騙されて思わぬ損失」をこうむる恐れがある。また「善良な内地資本家や投資者の損害は朝鮮産業の発達を阻害」するからだったが、人びとを納得させることはできなかった<sup>11)</sup>。

しかし、会社令は朝鮮内の会社をすべて網羅する最初の企業設立法だった。すなわち、「会社」を「営利を目的とする社団法人」と規定（第9条）し、無限責任会社と有限責任会社に対しては別々の施行規定を明示（施行規則1条6項）して会社を分類し、株式会社設立に関して別途の規定をおいた。「株式会社組織と活動に関する根本規定である定款の作成」、「株式会社構成員（社員）である株主の確定」、「営利事業に必要な資本を提供する出資の確定」、「株式会社活動を代表する機関の構成」などを株式会社設立要件として備え、これを一般に公示する「設立登記」をしなければならないと規定したという点で、近代的な株式会社法の構成要件を備えていたと見ることができる。

それだけでなく、1912年に制定された「法人の設立及び監督に関する規定（総督府例71号）」では、設立された法人について、定款、資産総額などを毎年3月末に調査して4月に財産目録を添付して報告することになっていた。法人の目的、事業状況、前年処理した事務の内容、前年中の経費、収入支出金額及びその用途、社員の総数などがその内容だった。この規定は1940年代まで存続していたもので、会社の業務状況を調査し、監督する機能を果たした。

会社令に対してもっとも強く反発したのは日本人だった。統監府統治下で

11) 『京城府史』2巻, pp.173-274. 「だれが狡猾な人間であり、だれが善良な人間か、総督府の文献では明確でない」小林英夫（1994）前掲書 p.11.

は「各種認許の効力及び期限に関する件」がもっぱら朝鮮企業を規制の対象にしたのに対して、規制の対象を朝鮮内に本店と支店を置こうとするすべての会社に拡大したからである。武断政治を基礎とした寺内総督の統治は合邦初期の権威を次第に失っていき、1914年には会社令の改正が始まった。

会社令は1914年11月13日、総督府令162号で第一次の改正がおこなわれ、第二次改正は1918年におこなわれた。そのうち、第二次改正は第一次大戦の影響で朝鮮でも大会社が設立され、三井、三菱など財閥系会社の支店が設置されるなかで、会社令の制約のせいで朝鮮への投資が萎縮しているというので、改正に手がつけられたのであった。1917年から会社令は事実上いちじるしく強制力を失っていき、1920年4月まで、会社設立申請件数が急増し、結局423件の申請と394件の許可があって、朝鮮への資金流入も活発に進められた。

要するに、合邦以後朝鮮が日本の法域に吸収されるなかで、個人の自由な経済活動が民法と商法によって保証され、発明、特許、意匠、商標、著作権などに対する法的保護が可能になったと見ることができる。しかし当時朝鮮の経済は、日常的な交換経済、単純商品生産が根強く、上層の精巧な経済、資本主義的商品生産は在朝日本人が日本との結合を通じて担当していた。したがって所有権制度や会社法でも低水準の交換経済の領域における慣習法・不文律と日本の法域が共存していたのである。会社令は二つの領域の緊張と均衡のなかで施行されたが、二つの領域の成長とともに名分と地位を喪失し、廃止されるにいたったと見ることができる。

1911年1月から1915年3月までの認可状況を見ると、会社設立申請の合計件数は185件中許可130件で、1911-1912年を例外として設立件数は引き続き減少している。これは運輸などの基幹産業と特殊産業（電気、鉄道など）には会社令と別途の法令が適用されており、会社令によって設立された会社は商業と中小工業だったからである。1911年現在、朝鮮の株式会社数は総数85社で、その内日本人が設立主体となった場合が58社、朝鮮人19社、合同が8社だった<sup>12)</sup>。株式会社の比重は全会社数の55-70%程度、払込資本では

90%を占めた。株式会社数は1917年まで停滞していたが、1918年から急増した。この時会社令が改正されて、日本内地の巨大資本が流入して来たのである。

設立主体別に見ると、朝鮮人が設立した会社のうち、株式会社は19社、70%を占め、1911年から1918年までに9社増えただけで、1910年代では、朝鮮人の株式会社設立はまだ稀なケースだったことがわかる。しかし会社令が改正され、やがて撤廃されることになる1919年には20社、1920年には38社の純増が見られる。すなわち、会社令によって株式会社の設立が抑制されていたことがわかる。資本金の規模においても、1918年までは小幅の上昇だったのが、1919年からは急上昇し、1918年の650万円が1919年には1,020万円にまで達した。

## 2. 株式会社制度の移植

会社令は1920年4月、制令7号「会社令廃止に関する件」によって廃止された。すでに設立された会社は朝鮮民事令の適用を受けることになった。朝鮮民事令は1912年に制令として公布されたが、会社令によって施行されないままになっていた民事に関する事項を、朝鮮の特殊関係を考慮して、改めて制定したのである。朝鮮民事令の施行によって、日本の商法が朝鮮にも適用された。これによって、株式会社は設立から、機関、計算、社債、定款変更、解散、清算など全般的な事項が制度化された。日本商法のこの規定は、現在の大韓民国「商法4章 株式会社」の規定とほぼ一致している。発起人の規定（7人）、授權資本制度、額面超過株式発行の許容、登記制度などが実施されて、法人所有権の基本的枠組みが整った。

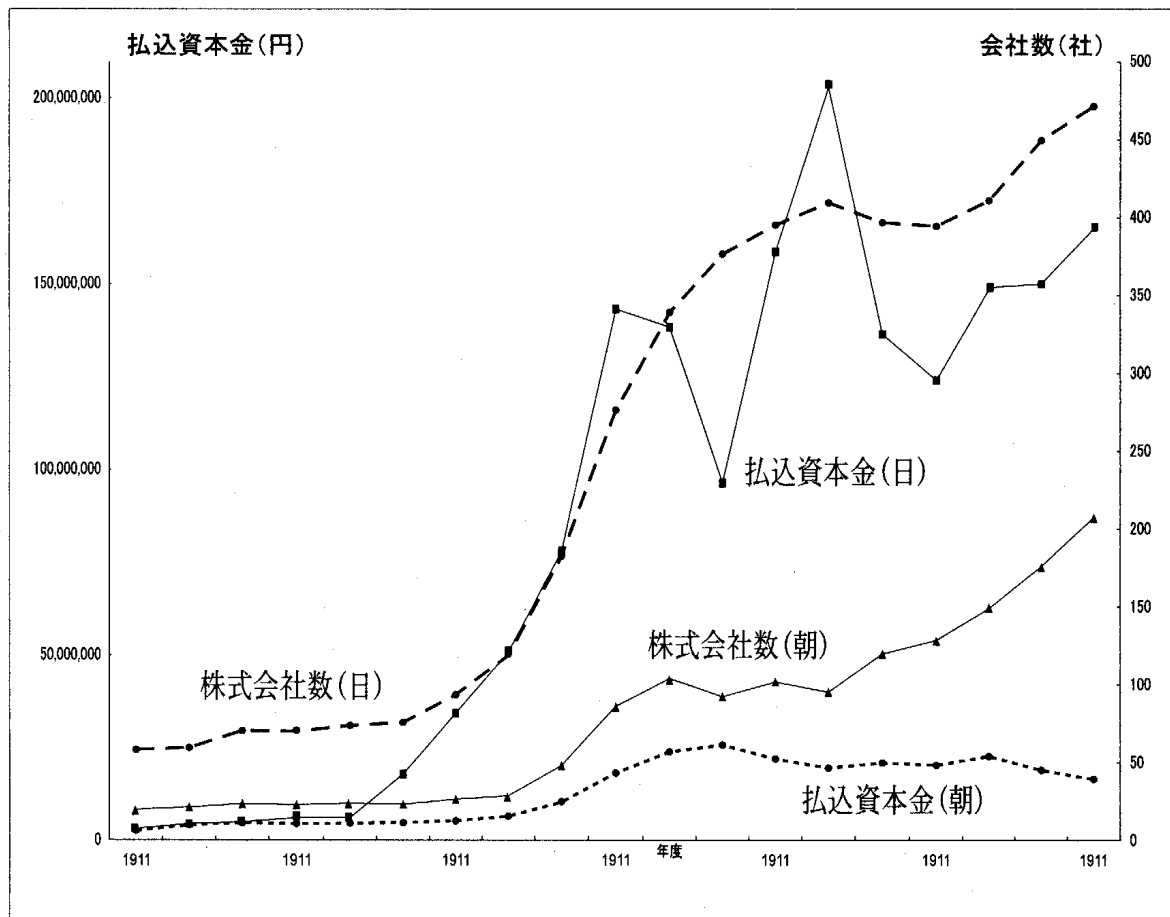
だがそれだけでなく、朝鮮民事令は、破産法（1条11項）、和議法（1条12項）を施行できるようにし、会社資本を社会資本として管理し、株主と債権者を保護する安全装置を制度化した。

12) 『朝鮮総督府統計年報』。

商法が適用されてから、朝鮮人の会社設立に対する認識も変わった。会社を設立すれば営利活動が露出して官の監督と統制を受けるだけだという認識から自由になり、会社設立登記を通じて法的な権利が認められ、保護が受けられるという認識が普及していった。すなわち、法的主体として会社を理解するようになったのである。商法の適用を通じて、利害関係者間の権利関係を明確にして、取引が保護されるようになり、登記された法人に対しては、毎年経営状態を報告するよう義務化して、社会的公信力を付けるようにさせたからである。

これにつれて会社設立も増加した。1919年に全部で366社だった会社が1920年には544社と178社増加したが、そのうち株式会社は141社だった。絶対多数が日本人の設立した会社だったが、日本人は合資会社を選好し、朝鮮人は株式会社を設立するが多かった。〈図1〉を見ると、1920年代に近

〈図1〉 民族別株式会社の動向(1911—29年)





づくにつれ、株式会社数が急増しているのがわかる。しかし払込資本金は1926年までは不規則的に上がり下がりを繰り返している。

朝鮮人株式会社は払込資本金の増加率が低だけでなく、その増加率も1922年には前年比-11.5%、1924年は-6.8%と下落している。反面、日本人株式会社は1926年以後になると、数的にも資本金の面でも、すべて上昇傾向を示している。朝鮮人が設立した株式会社の資本金の規模は5万円以下、1万円以下の零細規模が大部分で、醸造業、商業、運輸業に集中していた。朝鮮全体の新設会社のうちで、50万円以上の払込資本金をもった会社は1928年には1社に過ぎず、平均資本金も1928年現在20万円台にとどまっていた<sup>13)</sup>。1920年代、日本では恐慌期であり、朝鮮は米穀増産のための農業中心の経済構造に編成されていたので、日本からの投資も農業投資が大部分を占めていた。1927年に、朝鮮窒素肥料、朝鮮無煙炭などの巨大資本が朝鮮に会社を設立するなかで、1920年代後半には資本金1,000万円以上の工業会社があらわれるようになったが、絶対多数は農業と関連した業種へ進出した。したがって、日本人の投資も大部分が土地購入などの農業部門に集中し、新設会社の形態も合名会社、合資会社などが好まれたから、1920年代までは合資会社が支配的な企業組織だった。

株式会社の実態を考察するために、1928年現在、払込資本金100万円以上の38社のなかから30社の所有構造を整理したのが<表2>である。株主の所在地別分類を見ると、朝鮮地域居住の株主は所有株式の比重では約32%であり、朝鮮居住株主が50%以上の会社は15社だった。そのうち朝鮮内株主の比重が圧倒的に高い株式会社は、韓一銀行(100%)、慶尚合同銀行(100%)、湖西銀行(99.9%)、商業銀行(90.1%)など銀行系である。朝鮮人が銀行に株主として参画するが多かったことがわかる。1920年代は、産米増殖計画によって朝鮮経済が米穀生産基地として再編され、朝鮮人のなかで米穀商品の移出で富を蓄えた地主層が農外投資の形式で株式投資に参加していたのである<sup>14)</sup>。朝鮮人会社の場合、会社代表の33-37%が地主・穀物商であり、

13) 朱益鍾「日帝下朝鮮人会社資本の動向」『経済史学』15, 1991, p.54.

〈表2〉朝鮮内に本店を置く株式会社の株主，株式の分布

(払込資本金100万円以上) (1928年現在)

会社名	株 主 (人)				株 式 (株)				朝鮮人 株主比重
	日本内	朝鮮内	その他	計	日本	朝鮮	その他	計	
不二興業	83	57		140	76,210	23,790		100,000	
三中井呉服店	18	54		72	7,590	12,410		20,000	62.1
丁子屋商店	12	14		26	8,365	11,635		20,000	58.2
朝鮮煙草	30	510		540	8,158	151,842		160,000	94.9
朝鮮鑛業	9	4		13	850	59,150		60,000	98.6
朝鮮無煙炭	167	45	1	213	183,060	16,440	500	200,000	8.2
鮮銀	7,715	920	293	8,928	旧185,865 新180,703	旧12,223 新15,300	1912 3,997	200,000 200,000	6.1 7.7
殖銀	5,369	1,873	60	7,302	旧127,446 新235,500	旧71,615 新160,582	939 3,918	200,000 400,000	35.8 40.1
商銀	138	1,135	5	1,278	本株2,216 第一新3,737 第二新9,670 第三新1,511	本株20,274 第一新16,253 第二新20,245 第三新14,474	10 10 85 15	22,500 20,000 30,000 16,000	90.1 80.8 67.5 90.5
韓一銀行		398		398		旧10,000 新30,000		10,000 30,000	100 100
漢城銀行	118	389	26	533	旧2,910 新7,209	旧27,024 新22,603	66 188	30,000 30,000	90.1 75.3
朝鮮郵船	105	38		143	39,795	20,205		60,000	33.7
京取	176	1,643	16	1,835	4,688	74,709	603	80,000	93.4
朝鮮火災	34	323	3	360	5,150	94,580	270	100,000	94.6
朝鮮土地改良	210	136	2	348	68,140	31,660	200	100,000	31.7
仁取	58	372	4	434	旧2,115 新2,524	旧17,815 新37,286	70 190	20,000 40,000	89.1 93.2
稷山金鑛	49	6	83	138	20,673	283	19,044	40,000	0.7
湖西銀行	1	269		270	40	39,960		40,000	99.9
朝鮮慶南鐵道	2,022	277	16	2,315	148,365	51,220	415	200,000	25.6
大橋農場	10			10	2,700			2,700	-
南朝鮮電氣	236	45	1	282	37,643	7,555	2	45,200	16.7
朝鮮棉花	16	22		38	旧9,623 新29,110	377 890		10,000 30,000	3.8 3
全南殖産	33	1		34	19,150	850		20,000	4.3
慶尚合同銀行		60		60		本株7,500		7,500	100
					第一新1,946 第二新476	13,054 22,017		15,000 22,500	87 97.9
大興電氣	33	168		201	旧2,498 新8,925	11,502 17,075	7	14,000 26,000	82.2 65.7
釜山水産	36	223	2	261	旧1,194 新3,691	5,806 29,274		7,000 33,000	82.9 88.7
朝鮮紡織	518	362	10	890	46,979	51,781	1,240	100,000	51.8
金剛山電氣	1,350	243	7	1,600	201,498	38,037	465	240,000	15.8
北鮮炭鑛汽船	276	41		317	26,710	13,290		40,000	33.2
朝鮮鐵道	4,968	1,632	92	6,692	旧51,340 第1新44,929 第2新140,660 第3新287,475 第4新327,642	8,630 54,308 36,210 72,950 19,946	30 763 3,130 39,575 2,413	60,000 100,000 180,000 400,000 350,000	14.4 54.3 20.1 18.2 5.7
計	23,823	11,565	622	36,010	2,975,279	1,476,030	80,091	4,531,400	32.6

資料：朝鮮總督府殖産局，『取引所関係事項調査表』，pp.74-77から作成

その比率は次第に高まっていた。彼らは農業，商業，銀行の分野で会社の設立と経営に参加したが，土地資本の収益率がまだ高かったので，完全に商業資本に転換したのではなかった。

- 14) 金洛年 (1992) 『日本の植民地投資と朝鮮經濟の展開』東京大經濟学科博士学位論文，pp.28-48; 張矢遠 (1989) 『日帝下大地主の存在形態に関する研究』ソウル大学校經濟学科博士学位論文.

## II. 株式会社の成長と制度の成熟 (1931—1936)

### 1. 工業化のための制度整備

1928年、世界的な農業恐慌で米価が暴落して対日移出米が減少するや、米穀増産を目標として運営されてきた朝鮮経済は動揺し始めた。産米増殖計画は中断され、米穀金融支援に焦点が合わされていた行政機構は改編が不可避となった。朝鮮経済は新しい活路を求めなければならない切迫した状況だった。時代的要請に応じた宇垣総督は、赴任(1931.6)直後、「農工竝進」というスローガンの下で、満州を農業地帯、日本を精工業地帯とし、これを連結する朝鮮を粗工業地帯とする構想を推進することになった。1932年7月、官制が改編されたが、それも農林業務を縮小して殖産局を「近代産業支援」部署として独立させる方向でおこなわれた。こうした政策転換は「米穀経済の内部的解放であり、米穀経済の桎梏を断ち切る」時宜を得た適切なものだった<sup>15)</sup>。

工業化の所要資金はどこから調達するのか。それは日本内地の民間会社の資金から出た。日本経済は1920年代後半から、信用恐慌と昭和恐慌、満州事変を通じて経済統制が強化されつつあった。1931年、重要産業統制法が公表されるや、日本内地民間資本はもっと自由な企業環境と高い利潤を保証してくれる投資の場所を求めた。彼らは新しい投資適地として、満州事変で満州を原料調達と後背市場として取り込めるようになった朝鮮に注目した。さらに総督府が本土の商工・農林省の強力な反対のなかで、「朝鮮特殊事情論」を貫徹して、重要産業統制法の朝鮮実施を延期し、いっそう有利な環境を造成した。積極的な工業振興政策を推進するにはいたらなかったものの、総督府は朝鮮工業化に対する積極的な支援の意思を表明し、工業視察団を誘致した。また利潤率を保証し、安定的な資本動員を可能にする制度的整備を通じ

15) 『朝鮮経済年報』1940年版, pp.12-13.

て工業朝鮮の位相の強化に乗り出した。

こうした制度の整備は大体三つの方向でおこなわれた。まず第一に、市場機構をうまく働かせることのできる組織と制度を整備することだった。そのためには、20余年間朝鮮で活動してきた在朝日本人組織と朝鮮人資本家組織を網羅した統一的な組織をつくることが必要だった。代表的なものとして、民間経済団体である商業会議所を整備したのである。合併以後20余年間の総督府統治は、商業会議所との緊密な協力の下でおこなわれてきた。1935年現在、朝鮮に居住する日本人は56万名に達し<sup>16)</sup>、在朝日本人は各種の利益団体を結成して総督府の経済政策に介入していた。そのなかでもっとも大きくて全国的に組織されていたのが商業会議所だった。朝鮮人商人も商業会議所を結成したが、次第に日本人中心の商業会議所に吸収されていった。

1879年、開港場釜山で設立された商業会議所は、朝鮮に移住した日本人の身元を保証し、移住手続きを代行する居留民組織に過ぎなかったが、仁川米豆取引所の設立(1899)、京釜鉄道敷設運動(1896)、韓錢取引所設立運動(1900)などの利権運動を通じて次第に勢いを拡張していった。こうした30余年間の経験は、韓日合邦以後朝鮮統治に活用された。各種情報の収集と統計の作成を通じて、総督府の統治諮問機構として核心的な機能を果たしてきた商業会議所は、1915年朝鮮商業会議所令(制令4号)によって法人組織を整え、全国的な民間経済団体として発足した<sup>17)</sup>。これによって、商業会議所は調査、諮問などの通常業務を遂行しつつ、公式的な経済団体として総督府の経済政策に絶大な影響力を行使するようになった。

1930年に公布された朝鮮商工会議所令は、日本商工会議所令に準じて制定されたものだった。満州事変勃発以後には、地域組織の拡大、改編がおこなわれて、発明、鑑定、政策建議、物価(公共料金)に対する提案など政府の政策に関与するまでになった。商工会議所の活動に関する日誌<sup>18)</sup>には、殖産

16) 田中麗水編(1935)『全鮮商工会議所発達史』釜山日報社、2編 p.2.

17) 朝鮮総督府(1940)『朝鮮法令集欄』。

18) 「朝鮮商工会議所事業日誌」『京城商工会議所二十五年史』資料編。

局長は商工会議所に諮問をおこない、これに対して答申を作成し、これが政策として立案されることなどが頻繁に出てくる。鉄道路線の決定、公共料金の策定、労働組合法の制定に関する意見、電車料金、電灯電力料金、営業税、保険料などの適正ラインの建議などを事実上主導したのである。朝鮮商業会議所は朝鮮商工会議所に再編されたことで、朝鮮内資本家の力量を総結集して政策に活用する一方で、日本の議会に朝鮮内資本家の立場を代表する窓口として機能した。

さらに総督府は、朝鮮不正競争防止令（1934.12 制令24号）を制定して、価格表の添付、虚偽広告・類似商標の取締まりなどをおこなって、市場機構がうまく働くような制度的基盤を整えた。

第二に、1920年代の産米増殖計画で蓄積された朝鮮人地主資本を産業資本に吸収する一方で、在朝日本人の蓄積された資本を企業資本に転換し得る資本動員機構を整えることだった。そのために朝鮮内で株式を発行し、消化し得る株式発行市場が制度化された。

満州事変から中日戦争直前までの5年間、朝鮮経済は総生産額において約2.3倍、輸出入貿易において約2.5倍、本店会社払込資本において2.5倍増大し、全体的な経済規模は2倍以上膨張した。株式会社が支配的な経済組織として定着するにつれ、株式発行から流通にいたる資本市場の整備が必要になった。すでに有価証券を担保とした貸付や株式発行業務の代行がおこなわれ、株式取引も活発におこなわれていたが、制度的な保障がなかったため、これにともなう弊害が続出していた。対策を準備するために金融制度調査委員会が招集されたが、1931年に公布された朝鮮信託業令は、株式発行機構を法令において扱っており、証券担保と関連した証券金融を近代企業組織の下で実施できるようにした最初の立法だった<sup>19)</sup>。金融制度調査委員会の調査によれば、1930年現在、信託という商号を用いている会社は29社、関連業務会社80社が営業していたが、そのうち株式会社は27社で、大部分が資本金50万円未満の中小規模で運営されていた。定款に信託を業務として記載した会社は16社だっ

19) 京城商議「経済日誌」『経済雑誌』1931年3月号 p.28.

たが、雑多な業務をおこないながら、付随的な業務として扱っており、信託の定義や会計も曖昧だったので、これらを明確にするためにも、信託制度の確立は急務だった。そのため総督府は、信託関係法令の草案をつくって信託会社24社に配布し、さらに京城で業者大会を開く（1930.3.4）などして意見を調整した<sup>20)</sup>。その過程で、総督府は信託業法の目標を、銀行業と信託業の境界を厳密にして、日本の有力信託業者の朝鮮進出を調整することに絞った。それ以外にも、最小資本金の規模を指定することで既存の信託業者の数を制限し、零細業者を脱落させようとする意図があった<sup>21)</sup>。こうして、信託業は総督府の免許を受けなければならず、資本金200万円以上の株式会社組織の特殊事業として規定された。法令によって、営業中の既存の信託会社は合併するか廃業するかのいずれかを迫られた。こうして既存の信託会社は5社に整理されて、1932年には朝鮮信託会社（公称資本金1,000万円）が設立され、1932年には残りの会社を合併して独占会社になった。結局、朝鮮信託会社の設立で、株式発行代行機構、国債仲介業務、不動産金融を担当する株式発行機構が完備したのである。

第三に、すでに発行された株式を迅速に流通させ、流動性を強化し得るように、株式流通市場を整備した。株式取引はすでに1910年代から組織的にこなわれており、1920年代には京城株式現物取引市場の名前で公開的な株式市場が稼動していた。地域商業会議所は株式取引所の設立を請願していたが、総督府は「取引所不可論」を堅持して、合邦以前に設立され、運営されてきた取引所のほかには、新規取引所の設立は一切許さなかった。取引所不許可の方針が撤回され、取引所設立を許可して法令を制定するようになった背景のうちでもっとも根本的なものは、既存の類似取引所として運営されてきた京城株式現物取引市場と仁川米豆取引所の経営悪化だった。制度の不備による類似取引所の崩壊は、総督府にとっても大きな負担だった。経営悪化によ

20) 朝鮮信託『朝鮮信託株式会社十年史』1941, pp.34-39.

21) 裴永穆（1990）『植民地朝鮮の通貨金融に関する研究』ソウル大学校経済学科博士学位論文, p.249.

る破産を傍観し得なかったのは、日本資本の流入経路として取引所を主要経済機関と認識するようになっただけでなく、商業会議所の強い要求と持続的な設立運動のためだった。取引所設立の主導権争いは、朝鮮の商業会議所と日本の商業会議所の間で、朝鮮の地域商業会議所の間で熾烈に展開された。この競争は、総督府が基礎調査と意見調整をしている間に、利権争いとして加熱していった。商工会議所への統合は、取引所設立をめぐる地域商工業者の利害を調整しなければならなかった、総督府の現実的必要がある程度は反映されたものだった。さらに取引所の外で仲買人の場外現物取引が制約なしにおこなわれており、これを規制する法令がなかったので株式取引所制度の整備が急がれたのである<sup>22)</sup>。仲買人は虚偽売買を通じて価格を吊り上げ、受渡不履行で取引停止が頻発したが、彼らの非行を防ぐ方法がなかったからである。

一方、満州事変の勃発で朝鮮取引所（1932.1.12設立）の地位が格上げされた。1931年日本は金輸出再禁止を通じて管理通貨制度に移行し、満州事変を起点として低金利政策を推進した。軍需拡張がおこなわれて起債規模が拡大されるや、企業設立ブームが醸成されるなか、株式市場に資金がどっと集中し始めた。重要産業統制法の例外地域に指定された朝鮮は、日本の民間資本に高い収益率を提供してくれる新しい投資場所として浮上してきた。朝鮮取引所設立の時期はちょうどこの時期に当たった。総督府は朝鮮取引所の証券部が日本資本を流入させるのに有利な条件を備えており、朝鮮を工業立地に改編するのに必要な窓口としての役割を果たすものと見たので、京城株式現物取引市場を解散させずに拡大改編するという意図を明らかにしたのである。

しかし朝鮮取引所の設立には、仁川と京城間の利権だけではなく、米穀流通構造の利害当事者間の調整と妥協を図らなければならないという難関が横たわっていた。9個所の米穀現物市場を処理する過程で、全国の商業会議所

22) 井上新一郎（1930）「朝鮮の産業法規と総督府の態度」『紊乱の極に在る朝鮮取引所界』pp.51-54.

と穀物商組合との間に、熾烈な利権争いがおこなわれたために、取引所の設立が確定し、取引所令が公布されるまで3年余の時間がかかった。結局、微妙な事案は避けて、合併後にも株式会社組織として残ってられるようにし、本社を京城において証券取引をおこない、支店を仁川において米豆の取引ができるようにする合併案が採択された。仁川米豆取引所（以下仁取と略称）と京城株式現物取引市場（以下京取と略称）の既得権を認めて雑音を最小にするために、京取は証券部として、仁取は米豆部として従来どおりの営業をおこない、組織も存続することになった<sup>23)</sup>。朝鮮取引所令は、取引所を「営利を目的にしない（2条）法人」、「会員組織」（1条）と明示してはいるが、附則で、両者の既得権を認めるために株式会社組織を容認することで、微妙な事案を留保したのである。このように、会員組織と株式会社の併用規定は、取引所組織に対する議論が整理されないまま、一応は株式会社組織の仁取と京取が合併する形で取引所を設立するが、許可年限（営業満了日 1939）までは従来の株式会社組織を認めることにしたところから始まったのである。取引所が株式会社組織で設立されたことによって、営利追及と自社株式の上場が可能になり、資本市場の発展に当たって決定的な障害となった。朝鮮取引所令では、朝鮮取引所が「営利目的の業務をおこなうことはできない」（2条）とあるが、株式会社法人を容認したことで、営利目的の営業を黙認するほかなかったのである。これは朝鮮取引所の投機性を強め、資本市場への成長を制約する要因となった。

しかしこれによって、朝鮮には制度的に株式発行と流通市場が備わることになり、日本経済圏で投資安定度と収益率のもっとも高い工業基地に浮上する契機となった。

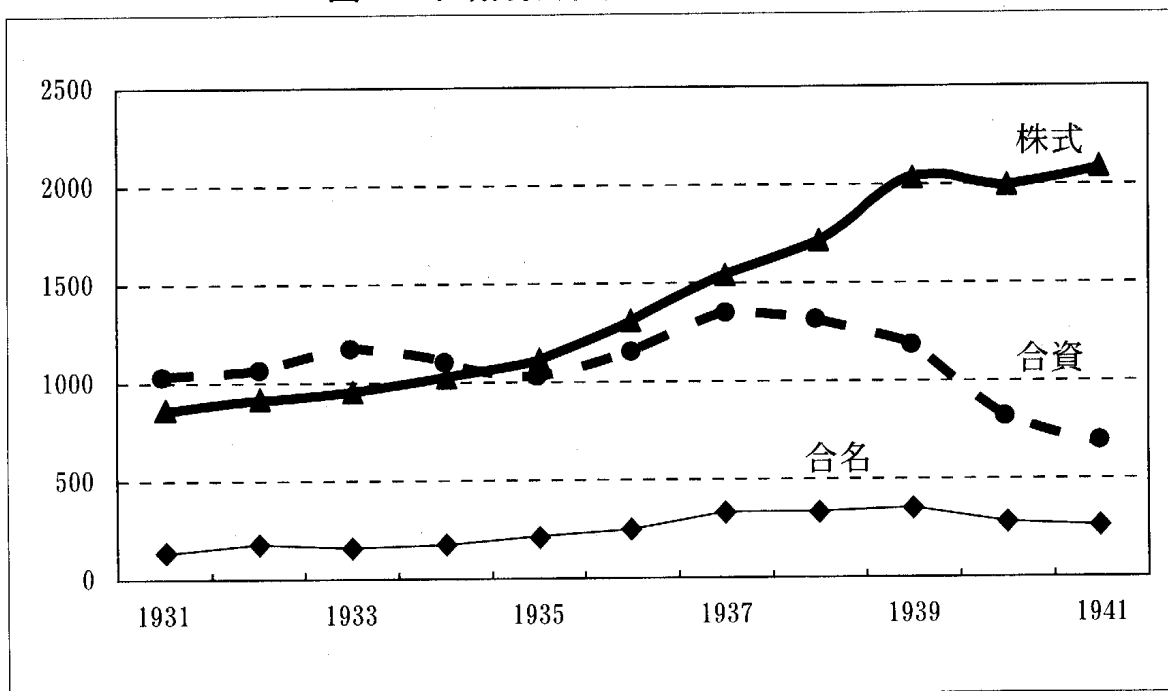
23) 李明輝（2000）『植民地期朝鮮の株式会社と株式市場研究』成均館大学校経済学科博士論文，3章 参照。



## 2. 株式会社の成長

制度整備とともに、日本の大資本の朝鮮進出が活発におこなわれた。満州事変以後、株式会社の動向を見ると、次のような特徴を発見することができる。

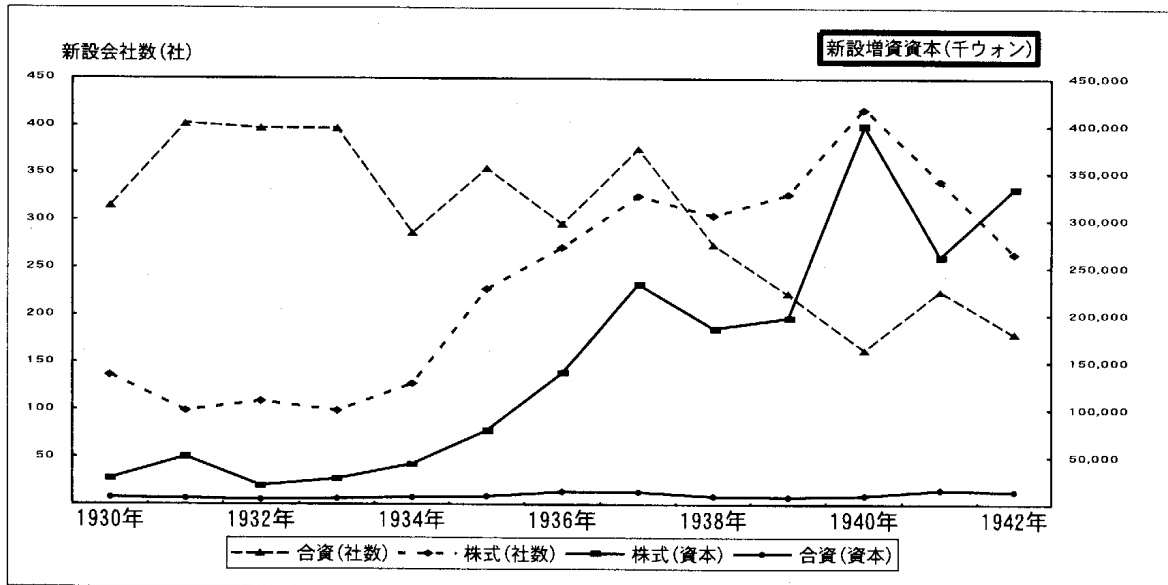
〈図2〉組織別会社数の推移 (単位：社)



第一に、株式会社が支配的な企業形態として定着したことがわかる。〈図2〉からわかるように、1934年を起点として株式会社が数的に合資会社を上回った。1930年に全会社数の45%を占めていたのが、1936年にはその比重を49%に高め、〈図3〉が示すように、新設会社数においても、1938年以後は合資会社が急減していることがわかる。合資会社は解散率が高く、企業存続率が低く、経営状態が不安定で、払込資本金平均2万円—5万円の商業、農業、貸付業に集中していた。資本金全体においても、合資会社の比重は5%内外で、大資本の流入が本格化するや、日本人の合資会社選好傾向は衰退していったと見る事ができる。

第二に、規模の拡大がおこなわれつつあった。〈表3〉を見ると、1934年

〈図3〉 会社形態の新設増資の状況



以後、会社数の増加率に比べて払込資本増加率が高くあらわれていることがわかる。1934年以後、株式会社の払込資本金は急増しており、1930年に比べれば2倍以上の増加であり、前年対比増加率も1934年には10-33%に達している。

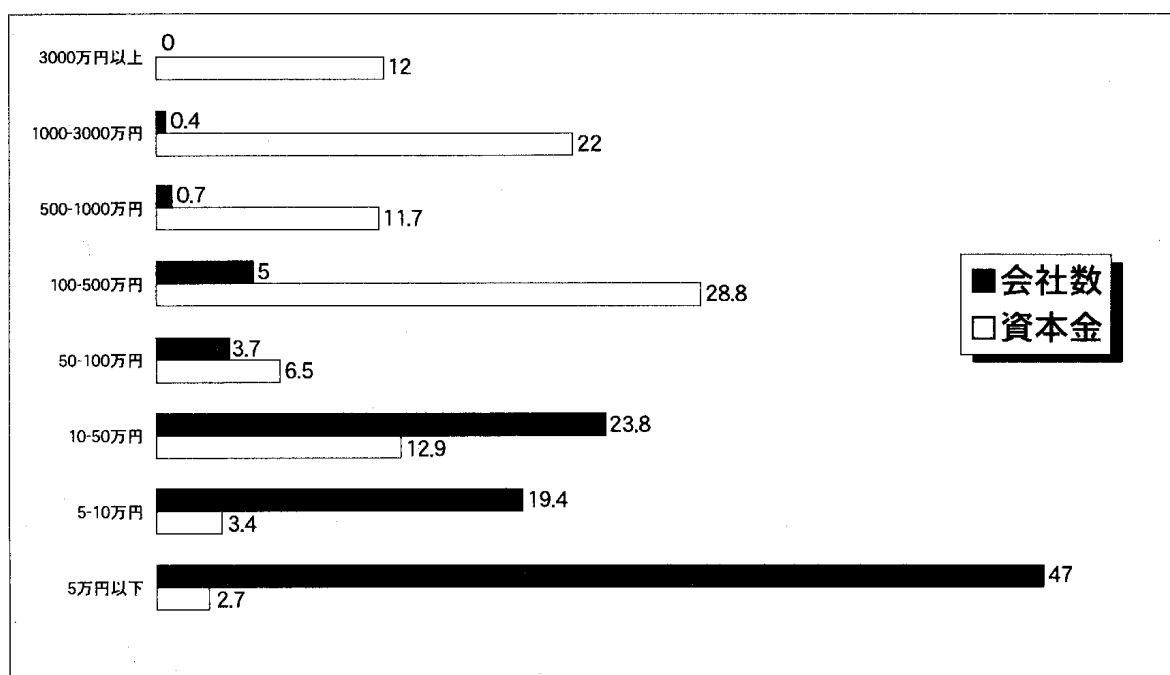
〈表3〉 株式会社の成長率の推移

年 度	振込資本金 (円)	増 加 率 (%)	
		会 社 数	払込資本金
1930	279,850,945	23.1	1.1
1931	324,536,785	5.8	16
1932	338,147,190	4.4	4.2
1933	334,239,850	3.7	-1.2
1934	369,157,065	5.4	10.4
1935	439,415,634	12.4	19
1936	560,017,580	10.8	27.4
1937	737,356,686	13.3	31.7
1938	904,625,636	11.2	22.7
1939	1,089,777,577	11.9	20.5
1940	1,451,79,350	13.1	33.2
1941	1,676,727,905	9.7	15.5
1942	1,849,938,850	6.8	10.3

資料：朝鮮銀行、『朝鮮銀行統計月報』、各年版2月号から作成

しかし依然として、大多数は10万円以下の小規模の会社に集中していた。〈図3〉においても見られるように、新設株式会社の資本金は1932-37年まで急に上昇し、1930年の2,800万円から1936年の1億3,800万円へと5倍以上増加している。しかし、1934年までは、新設会社の払込資本金は10万円以下が全体の90%に達し、小規模の会社が大部分だった。

〈図4〉 株式会社の資本金規模別分布(1935年)(%)



株式会社の規模別分布を調査した資料によると (〈図4〉参照)、5万円未満は会社数で47%、資本金で2.7%、5-10万円は19.4%、3.4%を占め、10万円以下の規模は合わせて全会社数の66.4%を占めているが、資本金では6.1%に過ぎなかった。一方、資本金10-50万円は会社数で34.8%、資本金の面では12.9%を占め、50-100万円は3.7%、6.5%を、100万円以上は6%、74.5%を占めている。全体的に、1,000万円以上の7社の株式会社が全資本金の34%を占めるほど偏った構造だったが、10-50万円の中規模会社が分厚い層をなして成長しつつあったことは注目に値する。

第三に、製造工業における株式会社の比重が高まりつつあった。〈表4〉の産業別払込資本金の規模を見ると、5万円以下の小規模会社は伝統在来産

〈表4〉株式会社の産業別払込資本金の分布(1935年末)

単位：(千円)

	5万円以下	5-10万円	10-50万円	50-100万円	100-500万円	500-1000万円	1000万円以上	合計	払込資本金
銀行	—	—	1	1	6	—	2	10	66,231
信託	—	—	—	—	1	—	—	1	2,500
無尽	—	18	14	—	—	—	—	32	1,659
其他金融	26	20	14	2	—	—	—	62	5,216
保険	—	—	1	—	1	—	—	2	1,375
商業	136	63	84	6	6	—	—	295	33,604
紡織	11	4	10	4	2	1	—	32	11,733
金属機械	11	9	—	—	3	—	—	23	8,796
農業	26	14	34	9	9	—	—	92	31,375
林業	6	4	5	—	—	—	—	15	1,281
水産業	10	10	13	1	1	—	—	35	4,980
鉱業	5	4	14	6	18	2	1	50	66,442
鉄道業	—	1	2	1	1	1	2	8	38,130
自動車	43	11	19	1	—	—	—	74	6,027
水運	29	14	9	1	1	—	—	54	6,662
運送	74	5	6	—	1	—	—	86	6,361
倉庫	19	2	4	—	1	—	—	26	3,274
醸造	116	25	17	2	2	—	—	162	10,680
製薬	9	4	1	—	—	—	—	14	791
窯業	4	3	4	1	1	—	—	13	2,634
精穀製粉	13	5	6	3	—	—	—	27	3,931
食料品	6	2	3	1	1	1	—	14	11,603
製材木製	6	7	8	—	1	—	—	22	3,188
印刷	19	5	1	1	—	—	—	26	1,372
其他工業	18	16	19	3	3	1	1	61	78,294
電気業	18	8	11	3	8	3	1	52	52,886
出版新聞	7	8	5	1	—	—	—	21	2,346
不動産	23	12	24	7	4	1	—	71	21,027
請負業	4	—	10	—	—	—	—	14	2,117
雑業	40	7	5	—	—	—	—	52	1,963
合計	679	281	344	54	71	10	7	1,446	488,481

資料：朝鮮殖産銀行調査課，『朝鮮会社事業成績調』1935年 上半期；京城商議，  
『京城商議統計月報』1936. 10；朝鮮銀行，『朝鮮銀行統計月報』から作成

業（農業，醸造業など）に集中している。製造工業は会社数で41%，資本金で48%を占めて，農林水産業（会社数10%，資本金7%），商業および運輸業（38%，15%），鉱業（3%，14%），金融業（7%，16%）を圧倒した。

10—50万円の中規模会社は商業、不動産、無尽、その他の金融業に集中していた<sup>24)</sup>。平均資本金がもっとも大きいのは銀行業（662万円）だったが、銀行令の改正で最小資本金が200万円（公称）に規制されたためだった。その他、平均払込資本金100万円以上の産業は、鉱業133万円、鉄道業477万円、電気業102万円、その他の工業128万円などであり、資本金100万円以上の88社のなかには、鉱業が21社、電気が12社あって、固定資本の大きい産業的特性を反映していた。

### 3. 株式発行の拡大と資本市場の成熟

日本の民間資本の進出とともに、朝鮮内部の資本調達率も高まった。産業設備資本の投資額のうち、日本産業資本の直接進出は50—60%の比重を維持していたが、朝鮮内の貯蓄額も着実に増大した<sup>25)</sup>。日本人会社の資本金のなかには、朝鮮内での調達分が相当程度含まれていた<sup>26)</sup>。〈表5〉を見ると、精穀、製材、製粉、雑工業などを除けば、主要産業の株式会社資本金のうち、払込資本金の比重が50%を超えている。すなわち、借入れよりは株式発行を通じての資本の供給がずっと大きな比重を占めていたことがわかる。借入れのなかでも、短期借入れ依存度は相対的に低い方で、電気産業など固定資本の大きい産業も、所要資金は自己資金の拡大によって調達していることがわかる。ゴム工業、紡織業、製薬業は株式の発行、増資による調達率が70%を超え、製造工業の資本供給が相対的に容易だったことがわかる。

資本調達経路は企業規模別に異なった様相を呈していた。1935年、殖産銀行が調査した『朝鮮における工業会社の資本構成』（〈表6〉）では、資本金5万円以上の株式会社は会社数で48.2%、資本金で87.6%を占めていた。

24) 裴永穆 (1990) 『植民地朝鮮の通貨金融に関する研究』 pp.237-241, 258-264, 280-286.

25) 安秉直・金洛年 (1995) 「韓国経済成長の長期趨勢 (1910—現在)」 『光復50周年記念論文集』 3, 〈表1〉, 〈表2〉, 〈表6〉.

26) 金洛年 前掲書, pp.20-21.

〈表5〉産業別株式会社の資本金構成(1935年)(%)

	払 込	積 立	借 入	(短期借入)
製 絲 工 業	59.3	2.5	38.0	12.3
紡 織 業	73.2	12.7	14.1	1.9
ゴ ム 工 業	79.9	6.8	13.2	8.8
製 氷 業	55.1	0.3	44.6	—
食 料 品 製 造	50.2	4.2	45.6	14.7
釀 造	67.6	7.3	25.1	11.3
精 穀 製 粉	45.1	4.3	50.5	15.5
製 薬 業	72.1	16.2	11.7	4.4
窯 業	54.1	0.5	45.4	20.5
製 材 業	33.7	2.5	63.8	32.2
印 刷 業	68.9	20.7	10.4	10.4
雑 工 業	47.4	3.1	49.5	0.1
電 気	57.6	10.0	32.5	4.0
合 計	51.4	5.0	43.6	2.6

資料：朝鮮殖産銀行調査課 (1935), 『朝鮮に於ける工業会社の資本構成調査』

株主構成を見ても、払込資本金5万円以下の小規模会社では、株主と創設者、理事が同一人物になっている。したがって、絶対多数の5万円以下の小規模株式会社が設立者個人の私財で運営される個人会社と異なるところがなかったことがわかる。資本金10万円以下の会社の払込資本金が高くでているのはこのような実情を反映しているのである。

〈表6〉資本金規模別株式会社の資本構成 (1935年)

資本金規模	払込資本金	積立金	借入金	(短期借入金)
5万円以上	63.2	13.6	23.2	5.4
7万円以上	69.6	13.2	17.2	1.2
10万円以上	56.9	5.1	37.9	10.2
15万円以上	53.5	2.8	43.7	5.4
20万円以上	58.3	3	38.7	4.9
30万円以上	44.7	5.9	49.3	21.7
50万円以上	52.2	4.5	43.3	12.4
100万円以上	42.2	3.9	54	4.1
300万円以上	80.6	17.1	2.3	2.2
1,000万円以上	50.9	4.6	44.5	0
合 計	51.4	5	43.6	2.6

資料：朝鮮殖産銀行調査課 (1935), 前掲書

反面、自己資本の比重がもっとも高い規模は300万円以上の規模の会社で、借入金の比重は2.3%に過ぎない。これは大規模製造工業会社が朝鮮で本社を設立するとき、大々的な株式発行を通じて資本金を調達したことを反映していると見ることができる。

〈表7〉で株主の構成を調べてみると、資本金の規模が大きいほどその他株主の比重が高く、重役の比重は反対に低くなり、重役以外の大株主の比重が高いことがわかる。株主の身分は、個人投資家の比重が団体より高く、資本金の規模が大きい場合には、日本からの流入が大きいと見られる。資本金規模が10万円以下の場合には、ほとんど朝鮮内で調達されていたと見られる。

以上の事実を総合してみると、株式会社の資本調達では、直接金融依存度が高く、小規模の株式会社であればあるほど、朝鮮内の個人投資家や会社重役の自己資本の投下が多かったことがわかる。すなわち、小規模株式会社の新規設立の際には、縁故者や同業者を通じて資本を調達し、資本金の規模が大きくなると、一般投資家を通じて調達する分が多くなったと見ることができる。

〈表7〉 資本金5万円以上の工業株式会社の株主構成(1935年)

資本金規模	会社内地位別 (%)			株主形態別分類 (%)		株主居住地別 (%)	
	重役	重役外大株主	その他株主	会社・団体	個人	朝鮮内	朝鮮外
5万円以上	51.9	41.5	6.6	4.1	95.9	72.8	27.2
7万円以上	47	45.9	7.1	13.6	86.4	95.6	4.4
10万円以上	34	60	6	32.3	67.7	88.8	11.2
15万円以上	40.8	52.7	6.5	4.3	95.7	88.5	11.5
20万円以上	43.6	54	2.4	31.9	68.1	57	43
30万円以上	24.1	64.7	11.2	42.5	57.5	59.9	40.1
50万円以上	28.9	54.7	16.4	22.6	77.4	55.6	44.4
100万円以上	28.4	51.4	20.2	34	66	54.3	45.7
300万円以上	11.4	38.8	49.8	27.6	72.4	31.3	68.7
1,000万円以上	0.4	88.9	10.7	6.7	93.3	1.9	98.1
合計	8.4	78.1	13.4	13	87	17.8	82.2

資料：朝鮮殖産銀行調査課(1935)、前掲書

それでは朝鮮内ではどのような経路で株式を発行し、一般投資家は株主になったのであろうか。株主数が1,000名を超える会社のうちで、1930年代に設立された会社では、朝鮮製錬、北鮮製紙などが代表的である。二つの会社の株主募集広告が1934年の『東亜日報』に載っており、それ以外の会社の株式公募も1933年中頃以後に急増していた<sup>27)</sup>。それだけでなく、既設会社の配当、増資も頻繁におこなわれた。株式会社の設立および配当、定期総会の決定事項に対する審査などに関する報道も、経済面の主要記事として扱われた<sup>28)</sup>。朝鮮製錬が株式公募を始めた初日(1934.12.19)には、すでに応募株が公募株を上回った。抽籤で株式を割り当てたほどで、その結果が新聞に大々的に書きたてられ、社会全体の関心を集めた。殖産銀行が25%を保有し、山一證券、愛国生命など日本の金融会社が機関投資家として参与し、1,800名以上の株主が朝鮮の金融機関を通じて応募した。北鮮製紙の株式公募(1935.1.30)も一株に3円ずつのプレミアムがついて、5万株の公募に対して一日に24万株の応募が出るほどの爆発的な人気を集めた。このように公募が成功したことは、朝鮮内株式発行市場の形成可能性を示すものであり、朝鮮内で株式会社が十分にやっつけられるという事実を広く知らせる契機となった。1935年の『東亜日報』(5.23)には、朝鮮石油の公募記事で、朝鮮だけで公募株の60倍の応募があり、朝鮮のほとんどすべての銀行が請約業務など発行窓口としての機能を受け持ったということが出ている。

これは銀行が発行機構の要件を備えていたのではなく、申請を受け付ける付帯業務を代行してやっつけたと見てよいだろう。しかし朝鮮内で株式公募が成功し、それも朝鮮内金融機関を通じておこなわれていたということから見ると、株式会社制度の基盤がそれだけ強化されていたことがわかる。1920年代の株式発起人募集広告を見ると、直接会社を訪問して株式資金を払い込むの

27) 東亜日報(1933.5.15)「外資進出で銀行、会社激増。会社は京城に集中。本店移転も増えている」。同(1934.11.14)「目を覚ませば会社の新設。増資した会社も激増」。

28) 東亜日報(1933.3.25)義州鉸山株式会社では、朝鮮人株主が大資本の横暴を暴露して議長説明の不徹底さを非難。関連会見として、小株主の権利に対する論争、配当決定に対する不服などが報道されていた。



が基本的手続きだった。公募ではない私募、縁故募集がおもな形態だったからである。1930年代中頃から、銀行などの発行機構を利用して大規模な公募がおこなわれていたのである。

公募は一般不特定多数を対象として資金を募集するものなので、個人的縁故を離れた非人格的な資本結合が可能である。また多数の投資家を保護するために、所有権の確定、配当金の支払い、営業実績の公示義務など、株式会社制度の機構と組織が発達する。公募の拡大は、朝鮮内で発行市場の土壌を造成し、また金融機関が引受け・請約の仲介業を担当することによって、株式市場と金融市場の初歩的連携を示してくれたという点で、その積極的意義を認めることができる。そのなかで代表的な請約・発行機構は朝鮮信託だった。朝鮮信託は100万円以上の規模の株式会社設立に積極的に参与し、株式の引受けと請約業務にも関与していて、発行機構としての機能を果たしていたと見ることができる。だが全額引受けと投資会社として発行市場を主導することなどはおこなわず、単に発行仲介業務と株式共同引受けのための京城金融団などの活動があっただけである。

### Ⅲ. 戦時統制と株式会社制度 (1937—1944)

#### 1. 企業統制と商法改正

朝鮮特殊性論は日本内地商工業者たちの反発を絶えず呼び起こし、不公平だという声がやまなかった。結局、1937年に重要産業統制法が朝鮮に適用されるのだが、施行されるにはいたらなかった。重統法が施行されないままになってしまったのは、戦時統制が主な要因だったが、朝鮮内商工業者の組織的対応は施行の時期を遅らせ、統制を緩和させた。彼らは日本本土の工業と競争・対立関係にあった産業に対して自主統制を実施し、朝鮮内の生産品は朝鮮内だけで生産・販売し、日本製品との競合の可能性を遮断することで、本土商工業者の反発をなだめようとした。1930年代初め、総督府が重統法の

朝鮮内実施を延期して確保した5年余の猶予期間中に、朝鮮産業は日本産業を脅かすほどに成長し、共同利益を貫徹するための業者間の連帯も敏捷に成り立っていった。

中日戦争の直前まで、各種統制法は臨時的で応急的なものだった。長期戦を予想していなかったからである。だが中日戦争勃発以後には、日本経済圏全体が軍需物資を調達する体制に編成された。軍需品を生産する企業は、原料調達から販売にいたる一連の過程について統制を受けなければならなかった。経営者が利潤動機を捨てて国家のために服務するようにするのが目標だった。1938年3月、国家総動員法が公布されると、これまでの民間カルテルを通じた間接統制が国家の直接動員体制に変貌した。総動員法はすべての資源を国家が統制するもので、事実上自由市場経済の終結を告げるものだった。物資は「輸出入等臨時措置法」で、資金は「臨時資金調整法」で、物価は「暴利取締令」で、企業は「企業整備令」でそれぞれ統制され、非常法によって経済が運営された。朝鮮経済は市場機構の働きが止まり、上からの命令が企業の意思決定に代わる統制構造に改編された。

しかし、統制法は臨時的なものであり、戦争という特殊状況の下で急造されたものだった。これとは別に、日本では、1929年以後、恐慌に備えて経済規模の拡大に応じた所有制度の整備が模索され、10余年間にわたる商法改正作業が進行中だった。その結果として生まれたのが1939年の改正商法だった。1939年、日本経済圏全域に公表された改正商法は韓国商法に引き継がれて現在にいたっている。国家総動員法が発効したことで、改正商法は留保されたが、韓国資本主義所有権制度の枠組みの確定という意義をもつものだった。

新商法のもっとも核心的な部分は株式会社法だった。商法改正趣旨文を見ると、「株式会社は病菌に感染しやすい。零細な資金を集めたからである。投資した株券はあちこちに売買され、これが不当な投機目的になりやすい。ここに株式会社法の重要性があるのである。フランス商法では株式会社法の規定は、最初13条しかなかった。ところが株式会社が発展するにつれて、条文数は次第に増えた。今回の改正は1篇 総則と2編 会社についてであるが、

大部分が株式会社法の改正だといっても過言ではなく、会社法全体が株式会社法だといっても間違いはない。設立から清算まで、個人に見立てれば誕生から死亡まで、法律上詳細に規定されているのである」と叙述されている<sup>29)</sup>。

改正された株式会社法の主要内容を見ると、まず、設立手続きが具体化され、公示主義が徹底されたという点をあげることができる。大衆株主が増加して大量の株式公募がおこなわれるなかで、株主保護装置が必要になったからである。公示する場所も、官報、日刊新聞、なかでも中央日刊紙に限った(京城日報)。虚偽によって会社を設立したり、偽装して株主公募ができないようにするためだった。

第二に、企業経営の細部事項を法的に規定することによって、株式会社が社会的資産であることを明らかにした。たとえば、定款も公証人の公認によってはじめて効力をもつようにし(167条)、発起人が株式を引受けるときは書面によって引受け事実を証明しなければならないとか(169条)、設立詐欺防止(現物出資、財産引受け)、株金払込み時の取り扱い場所の指定(銀行と信託会社に制限)なども具体化された。引受け、合併にともなう責任を明らかにし、営業や債務の譲渡、債権者保護などの原則を確定した。

第三に、株主の権利を保護するための制度的基盤を造成した。株主総会1週間前に、貸借対照表を公示(官報または日刊新聞)するようにし、株主あるいは債権者が関連書類を閲覧できるようにする(計算書類の公示)とした。帳簿作成方法、貸借対照表作成方式の統一などによって、経営状態を透明に公開できるようにしたが、その案にはきわめて細部的な事項(編綴方式、文案作成法、文書様式)も含まれていた。これは企業が虚偽報告をできないようにして株主を保護するためのものだった。さらに、法人登記を会社設立の条件として明示して<sup>30)</sup>、第三者に対する法的対抗力をもたせた。会社が1年以内に開業しなかったり、1年以上営業しなかったりしたときには、裁判所が職権で解散できるようにし(58条)、株主の被害を防止できるようにした。

29) 西原寛一「改正商法に就いて」『京城商議月報』1940.3, pp.17-18.

30) 「会社は本店所在地で設立登記をすることによって成立する」(57条)。

その他にも、商法の領域を経済の現実に合わせて拡大し、製造加工業者、電気ガス業者、運送業者、出版印刷業者、食堂などの経営者、銀行・保険・仲介・倉庫業者などを商法の対象である商人に含めた。また所有権が侵害されたときに、賠償を請求できる事項を明示した。商号、看板など無形の財産権を保護するために、商号の不正使用禁止（21条）、個人の名義を盗用して利益を得る行為の禁止など、保護の対象を拡張した。

## 2. 太平洋戦争期の企業

中日戦争を起点に、株式会社法は経営監視、配当の制限と社内留保の強制などによって私的所有権を抑圧し、営団、金庫など企業を掌握する方式で運営された。太平洋戦争が始まってからは、基本権が制約され、労働力の強制動員がおこなわれてファシズムの命令体系が法律にとって代わった。企業統制は公企業への転換を誘導する極端な方向でおこなわれた。

1940年代に入ってから、企業経営に対する直接的統制がおこなわれた。「会社経理統制令」および「銀行等資金運用令」は個別企業の運営に国家が介入できるほどの法令だった。実際に太平洋戦争が始まってからは、資金運用、経費支出、職員給与、利益配当、積立金額などを国家が直接決定する計画経済体制に転換したのである。もともと会社経理は、債権者を保護するために経営内容を公示できるようにした市民法的規制である。だが戦時期の会社経理統制令は、生産力拡充のための社内留保の拡大、供給価格の統制など利潤動機を阻止するものだった。すなわち、公益を優先し、戦争遂行（聖戦遂行）に物資を配給するのが企業の目標であることを闡明して、国民経済において与えられた役割を担当するよう強制した。利益配当の適用を受ける対象会社は、資本金20万円以上の規模の会社であって、配当率は従来の10%から8%に下がった。政府が認めなければ配当もできず、利益が出れば特別積立金の形で留保させられた。

さらにまた、「企業許可令」を通じて会社設立を規制した。傷痍軍人とか

遺家族など特別な場合以外は企業の設立を許可しなかったが、これは国家が労働力を直接動員するためだった。「農村に人手が不足していて、労務の供出は期待できないので、中小企業からその代わりに連れて来なければならない。ところが必要もないのに中小企業がどんどん生まれては人手が足りなくなるばかりだ。だから各企業を整理統合し、企業許可制を実施して新規開業を抑え、人手が非生産的方面や不急不要な方面に流れるのを防いで、国家が必要とする生産力拡充の方面に誘導し、生産拡充に支障のないようにするため」だと商工省は発表している。

こうして、朝鮮の資源配分機構はすべて国家の命令体系にとって代われ、国家が指定した事業に動員された。政府が経済を計画して、労働、資源、資金などを配分し、生産物の処分を決定する、こうした体系は1970年代まで続いた。解放以後、戦争と分断、軍事政権33年の統治を通じて、韓国経済では1940年代と類似のシステムが維持されてきたといっても過言ではない。

## 結 論

韓国に株式会社がはじめて登場したのは、19世紀末、開港直後だった。制度的要件を備えたのは植民地期であり、製造工業資本の蓄積と結びついて定着したのは1930年代になってからだった。すなわち、株式会社制度は朝鮮経済内部の力量を基礎として成長したのではなく、日本の植民地経済圏への編入過程で定着したものだった。本来、制度の変化は市場参加者間の利害調整を経て、政府の保証・確定を通じて完成されるものであるが、植民地期に導入された制度は日本の法域に吸収される過程で移植されたものだった。

だがこの過程で、朝鮮人は資本主義的な制度を経験し、解放以後、日本人と総督府権力が解体された空間に、人的・物的・制度的遺産として継承した。人的には法を運用する専門家の輩出と訓練をあげることができる。公認会計士、計理士、公証人などの専門家は、解放以後、韓国経済の人的資産として蓄積された。物的には鉄道、電気など社会間接資本の施設をはじめとする基

幹部分の資産として活用された。現在の商法・株式会社法が1939年の改正商法と一致しているのは、制度的に、その連続性をもっとも際立った部分だといえることができる。

それだけではなく、33年間（1960—1993）軍部権力が統治した韓国では、「見える手」としての政府が市場の資源配分機構にとって代わり、企業が政策遂行の担当者となる慣行が引き継がれてきた。こうした政策は1939年以後の国家総動員体系ともよく似ている。それは経済開発計画期の資金動員と命令体系が、戦時統制期の各種特殊法制をモデルとしているからである。

したがって、植民地期に移植された株式会社制度は、韓国経済システムの制度的源流といえることができる。これはまた同時に、韓国経済が解決すべき課題も、その歴史性において同じ出発点から発していることを意味するのである。